

6. 住宅地等における農薬使用について

農薬は適切に使用されない場合、人畜や生活環境に悪影響を及ぼす可能性がある。特に学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹や住宅地に近い農地で農薬散布を行う際には、一層の注意が必要である。

そこで、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」第6条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定されている。

これを受けて、「住宅地等における農薬使用について（25消安第175号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第1304261号環境省水・大気環境局長通知）」（以下、住宅地通知）において、公園・街路樹等、並びに住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たって遵守すべき事項が定められるとともに、地方公共団体が指導するよう通知されている。概要は、以下のとおりである（記載の順序やグループ分けについては、再構成している）。

1. 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園、家庭菜園を含む）で栽培される農作物の防除に当たっては、以下の内容を遵守する。

（1）農薬使用の抑制

- ①栽培に当たっては、病虫害に強い作物や品種を選定する。
- ②病虫害の発生しにくい適切な土作りや施肥を実施する。
- ③害虫の捕殺や防虫網設置、機械除草等の物理的防除を活用する。

（2）農薬飛散の防止

- ①粒剤・微粒剤等の飛散が少ない剤形の農薬の使用に努める。
- ②液状の薬液を散布する場合は飛散低減ノズルの使用に努める。
- ③農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

（3）農薬の安全・適正な使用

- ①農薬登録のある農薬を、ラベルに記載されている使用法（適用作物、使用回数、使用量、濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。

（4）近隣への周知徹底

- ①農薬散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知する。
- ②過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合は、十分配慮すること。
- ③散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう、散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。

(5) 農薬使用状況の記録・保管

- ①農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称、並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間（少なくとも数年間）保管すること。

(6) 中毒症状等発生時の対応

- ①散布後に、周辺住民から体調不良等の相談があった場合は、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口（大阪中毒 110 番：072-727-2499）等を紹介すること。

2. 公園、街路樹等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における防除に当たっては、以下の内容を遵守する。

(1) 業務委託の際の注意事項

- ①防除作業を外部委託する際は、業務委託契約等により農薬使用者の責任を明確にし、各事項の実施を確実なものにすること。
- ②適切な研修を受講した者（農薬管理指導士等）を作業に従事させるよう努める。

(2) 農薬使用の抑制

- ①植栽の実施・更新の際は、地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物・品種を選定する。
- ②多様な植栽による環境の多様性確保に努める。
- ③病虫害発生の有無によらない定期的な農薬散布をやめ、日常的な観察による早期発見に努め、発生部位の剪除、捕殺、機械除草などの物理的防除で対応するように努める。

(3) 農薬飛散の防止

- ①植栽や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合は、誘殺、塗布、樹幹注入等の散布以外の方法を活用する。
- ②やむを得ず農薬散布する場合は、最小限の部位及び区域に留める。
- ③農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

(4) 農薬の安全・適正な使用

- ①農薬登録のある農薬を、ラベルに記載されている使用法（適用作物、使用回数、使用量、濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。
- ②微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の選択に努める。
- ③複数の農薬の現地混用は原則として行わないこと。
- ④複数の病虫害が発生し、やむを得ず現地混用する場合でも、有機リン系農薬同士の混用は毒性影響が相加的に強まる可能性があるので決して行わないこと。

(5) 近隣への周知徹底

- ①農薬散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知する。
- ②過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合は、十分配慮すること。
- ③散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう、散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。

(6) 農薬使用状況の記録・保管

- ①農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称、並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間（少なくとも数年間）保管すること。

(7) 中毒症状等発生時の対応

- ①散布後に、周辺住民から体調不良等の相談があった場合は、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口（大阪中毒 110 番：072-727-2499）等を紹介すること。

3. 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

地方公共団体が管理する施設の植栽等における病虫害防除が、上述の内容を遵守して実施されるよう、以下の取組事例を参考にする。

- ①業務委託に際しては、委託仕様書において上述の遵守事項の実施を規定する。
- ②入札の資格要件に業務の実施責任者が、当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。
- ③地方公共団体の施設管理部門の担当者が住宅通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。
- ④「グリーン購入法（平成 12 年法律第 100 号）」に基づいて定められた「環境物品等の調達に関する基本方針（平成 25 年 2 月 5 日変更閣議決定）」において、植栽管理に係る役務は特定調達品目に定められており、住宅地通知の規定に準拠した病虫害防除等の実施が環境物品等に該当する要件となっているので、委託する役務が環境物品等に該当するよう、住宅地通知の遵守徹底に努める。

4. 関連情報

住宅地通知の詳細については以下の農林水産省ホームページを、公園、街路樹での病虫害・雑草管理マニュアルについては以下の環境省のホームページを参照されたい。

- 農林水産省「住宅地等における農薬使用について」

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/index.html

- 環境省「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html